

桶川市教育委員会情報システム基盤の
構築にかかる企画提案
評価要領

令和4年4月
桶川市

1 目的

本要領は、「桶川市教育委員会情報システム基盤構築業務」の事業者を選定するにあたり、公平かつ客観的な評価のもと最も優れた事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 選定方法

(1) 資格審査

桶川市教育委員会情報システム基盤構築事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、「桶川市教育委員会情報システム基盤の構築に係る企画提案 実施要領」（以下「実施要領」という。）の「3 参加資格」を満たしているか否かを審査する。参加者のうち、参加資格を満たしていない者については不合格とする。

(2) 書類審査

- ①参加資格を満たしている者が3者以下の場合は、全ての参加者をプレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できる者として選定する。
- ②参加資格を満たしている者が4者以上ある場合については、選定委員会が「価格評価」及び「機能評価」における「機能増減シミュレーション（算出根拠の明瞭性に応じた加減点除く）」の点数をもとに審査する。審査方法については、「(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査」に準拠して行うものとし、得点を算出する。
- ③選定委員会の審査結果に基づき、得点の高い3者を、プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できる者として審査する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

①評価方法

ア 評価項目

- (ア) 実施要領及び「システム基盤機能要件書及び回答書」等に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。
- (イ) 提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。
- (ウ) 根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

イ 評価基準

- (ア) 別紙「評価シート」の各項目における評価基準に基づき、提案内容を評価する。
- (イ) 見積価格が著しく低額であると認められる場合は、別途、当該参加者に対し、見積額の算定方法等について、説明及び提出資料を求めることがある。

ウ 評価方法

- (ア) 各委員が上記「イ 評価基準」の評価に応じ、「②採点基準」により採点する。
- (イ) (ア) で採点した結果を基に、採点に対する配点割合を各項目の配点に乘じ、得

た値の小数点以下を切り捨てた値を得点とする。

(ウ) (イ) で算出した各委員の得点を合計し、2 者以上の参加者があった場合は得点の高い者を最優先交渉権者として特定し、あわせて得点の順位に基づき次点者を特定する。また、参加者が 1 者の場合は、「機能評価」の点数が満点の 6 割（採点区分：普通）以上の点数を得た場合、選定する。

(エ) 実施要領、「システム基盤機能要件書及び回答書」及び「評価シート」等に記載されていない項目や、提案内容については評価の対象としない。また、実施要領、「システム基盤機能要件書及び回答書」及び「評価シート」等に記載されている要件、提案内容であっても、本業務の必要性・重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど、評価する意味がないと判断した場合、評価の対象としないことがある。

②採点基準

ア 機能評価（項目 1～7）

採点区分	採点基準	評価	配点割合
極めて優れている	すべての評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が 1 つ以上含まれている。	5	100%
優れている	ほとんどの評価基準に照らして優れた提案になっており、かつ、特筆すべき秀逸な提案が 1 つ以上含まれている。	4	80%
普通	上記 2 つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして要件を満たす標準的な提案である。	3	60%
やや劣っている	上記 3 つの採点区分に該当するものを除いて、評価基準に照らして要件を満たすが、凡庸な提案である又は、提案内容の具体性、妥当性、実現可能性に疑義がある。	2	40%
劣っている	評価基準に照らして要件を満たさない恐れがある提案である。	1	20%
記述がない	評価基準に照らして、提案が含まれていない。	0	0%

※項目 2（機能増減シミュレーション）については、上記に加え、算出根拠の明瞭性に応じた点数（4 項目×最大 5 点＝最大 20 点）を加点する。

イ 価格評価（項目 8（見積書））

●見積額^{（注1）} > 提案上限額^{（注2）} の場合

不合格とし、評価を行わない

●見積額 > 基準額^{（注3）} の場合

価格評価点 = 200点 × ((提案上限額 - 見積額) ÷ (提案上限額 - 基準額))

●見積額 ≤ 基準額の場合

価格評価点 = 200点

（注1）見積額とは、「導入経費」と「運用経費（月額）に60か月を乗じた額」の合計金額（税抜き）をいう

（注2）提案上限額とは、「導入経費」と「運用経費（月額）に60か月を乗じた額」の合計金額（税抜き）をいう

（注3）基準額とは、提案上限額の70%（小数点以下切捨て）とする

以 上